

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の特例の許可		
根拠法令の名称・根拠条項	化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第2条第2項		
基準法令名			
審査基準	過去に実績がなく又は稀で、あらかじめ基準を設定することが困難である。		
標準処理期間	<p>文書が提出先に到達した日の翌日から10日間 ただし、次の期間は含まれない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日</p> <p>(2) 申請に不備のある場合の補正に要する指導期間、申請者自らが申請内容を変更するために要する期間等</p>		
所管部室課名	健康医療部衛生管理課		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関	健康医療部衛生管理課	10日間
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最終改正年月日	令和2年4月1日		

参考

[根拠法令]

《化製場等に関する法律》

第2条 (略)

- 2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行ってはならない。
ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。